

# 宮城県建設工事共同企業体運用基準

宮城県建設工事共同企業体運用基準を次のように定める。

## 宮城県建設工事共同企業体運用基準

### 第1章 総 則

#### (趣旨)

第1条 この基準は、別に定めがあるもののほか、宮城県が発注する建設工事に係る共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この基準において「共同企業体」とは、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体をいう。

2 この基準において「特定建設工事共同企業体」とは、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより効果的な施工を確保することを目的として、当該工事ごとに結成される共同企業体をいう。

3 この基準において「経常建設共同企業体」とは、中小建設業者が継続的協業関係を確保することによりその経営力、施工力を強化することを目的として、年間を通じて結成される共同企業体をいう。

#### (共同企業体活用の原則)

第3条 共同企業体の活用は、技術力の結集等により、単体企業による施工に比べ効果的な施工ができると認められる適正な範囲にとどめるものとする。

2 共同企業体を活用する場合には、宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程(平成13年宮城県告示第727号)別表第2(以下「等級別発注標準請負工事金額表」という。)の適正な運用を図るものとする。

### 第2章 特定建設工事共同企業体

#### (対象工事)

第4条 特定建設工事共同企業体により施工することができる工事は、建設工事競争入札委員会設置要領(平成15年4月1日施行)に基づき設置する建設工事競争入札委員会に付議し、承認を受けた工事とする。

2 特定建設工事共同企業体以外の有資格業者(建設工事執行規則(昭和39年宮城県規則第9号。以下「規則」という。)第4条第1項に規定する登録(以下「入札参加登録」という。))を受けていることが、前項の規定により承認を受けた工事を確実に円滑に施工できると認められる場合は、対象工事に単体の有資格業者(以下「単体有資格業者」という。)を参加させることができるものとする。

#### (構成員の数)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。ただし、前条第1項の承認を受けた工事であって、多数の工種にわたる等の事由により技術力を結集する必要があるものについては、円滑な共同施工の確保に支障を生じないと認められる場合に限り、構成員の数を4社又は5社とすることができる。

(構成員の要件)

第6条 特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

(1) 発注しようとする工事(以下「発注工事」という。)に係る業種の全部又は一部について、入札参加登録を受けていること(当該発注工事が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)の適用を受ける場合は、当該発注工事の開札の時までに当該建設工事競争入札参加資格の承認を受けていること。)

(2) 発注工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第2項に規定する許可業種(以下「許可業種」という。)に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

2 特定建設工事共同企業体の構成員は、同時に2以上の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。

(構成員の組合せ)

第7条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、等級別発注標準請負工事金額表に掲げる最上位等級に格付されている者のみ、又は最上位等級に格付されている者及び第2位等級に格付されている者による組合せとする。ただし、対象工事が特例政令の適用を受ける建設工事の場合又は対象工事に単体有資格業者を参加させる建設工事の場合、この限りでない。

(代表者)

第8条 特定建設工事共同企業体の代表者(以下この章において「代表者」という。)は、構成員のうち中心的役割を担う者で施工能力の大きい者(等級の異なる者による組合せにあっては、上位等級のものをいう。)でなければならないものとする。

(出資割合)

第9条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大でなければならない。

2 特定建設工事共同企業体の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、当該共同企業体の次の各号に掲げる構成員数に応じ、当該各号に定める割合以上でなければならない。

ただし、異なる資格の資格者による組み合わせの場合を除く。

(1) 2社の場合 30パーセント

(2) 3社の場合 20パーセント

(3) 4社の場合 15パーセント

(4) 5社の場合 10パーセント

(協定書)

第10条 特定建設工事共同企業体協定書は、様式第2号の1に準じて作成しなければならない。

ただし、異なる資格の資格者による組み合わせの場合は、様式第2号の2に準じて作成するものとする。

(解散の時期)

第11条 特定建設工事共同企業体は、当該請負契約履行後3月を経過するまでの間は、解散することができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注工事に係る契約の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。

### 第3章 経常建設共同企業体

#### (対象工事)

第12条 経常建設共同企業体により施工することができる工事は、当該共同企業体の等級別発注標準請負工事金額表に定める等級格付に対応する請負工事金額の規模の工事とする。

#### (構成員の数)

第13条 経常建設共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められる場合に限り、4社又は5社とすることができる。

#### (構成員の要件)

第14条 経常建設共同企業体の全ての構成員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 入札参加を申請する業種(以下「入札申請業種」という。)に対応する許可業種について、許可を有しての施工実績が2年以上であること。
- (2) 入札申請業種について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていること。
- (3) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1号に規定する要件を満たしていること。
- (4) 工事1件の請負代金の額(以下この条において「請負代金の額」という。)が建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に定める金額以上である工事を施工するときに、入札申請業種に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができること(同令第2条で定める金額以上の下請契約を締結して施工する場合以外の場合であって、請負代金の額が同令第27条第1項に定める金額の3倍に相当する額未満であり、かつ、他の構成員のいずれかが監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができるときは、監理技術者又は主任技術者を工事現場に兼任で配置することができること。)

2 入札申請業種について許可を有しての施工実績が2年未満の者であっても、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、前項第1号の規定にかかわらず、同号の要件に該当するものとみなす。

3 経常建設共同企業体の構成員は、単体企業として入札参加登録を受けることができない。

#### (構成員の組合せ)

第15条 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、次に掲げる要件を満たす組合せとする。

- (1) 等級別発注標準請負工事金額表に掲げる等級について、同一の等級又は直近の等級に格付されている者による組合せ(下位の等級に格付されている者に十分な施工能力があると判断される場合には、直近2等級に格付されている者による組合せ)であること。
- (2) 構成員は県内に主たる営業所を有する建設業者(以下「県内業者」という。)であること。

2 構成員の組合せを行った後に前項の要件を欠いた場合であっても、継続的な協業関係を維持しているときは、当該要件に適合しているものとみなすものとする。

(出資割合)

第16条 経常建設共同企業体の代表者及び最小の出資者の出資割合については、第9条の規定を準用する。

(入札参加資格審査申請)

第17条 経常建設共同企業体は、入札参加登録の申請をしようとするときは、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 経常建設共同企業体入札参加登録審査申請書(様式第1号)
- (2) 経常建設共同企業体協定書の写し
- (3) 構成員全員の経営事項審査による総合評定値通知書の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 1の建設業者が前項に規定する競争入札参加資格審査申請を行うことができる経常建設共同企業体の数は、1とするものとする。

(協定書)

第18条 前条第1項第2号に規定する経常建設共同企業体協定書は、様式第2号の3に準じて作成しなければならない。

(入札参加登録)

第18条の2 経常建設共同企業体の入札参加登録は、規則第5条の規定に準じて行うものとする。

(合併の特例)

第18条の3 1の経常建設共同企業体の全ての構成員による合併があったときは、入札参加登録については、合併した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を限度として、合併後の単体企業並びに合併前の経常建設共同企業体及び各構成員のそれぞれの条件(宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録に関する規程(平成13年度告示第727号)別表第1の条件の欄に掲げる条件をいう。)に応じて、複数の等級に区分することができる。

#### 第4章 雑 則

(特定建設業の許可の有無)

第19条 共同企業体が工事を施工する場合には、建設業法施行令第2条に定める金額以上となる下請契約は、構成員のうち1社以上が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものである場合に限り締結できるものとする。

(編成表等の提出)

第20条 工事を施工する共同企業体は、構成員全員による共同施工を確保するため、請負契約締結時に、様式第3号に準じて作成する運営委員会の委員名、工事事務所の組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表を規則第2条第2号に規定する工事執行者に提出しなければならない。

2 経常建設共同企業体は、前項の編成表と同時に経常建設共同企業体の出資の割合に関する協定書(様式第4号)を提出しなければならない。

(委任)

第21条 この基準の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年2月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年7月1日から施行する。

経常建設共同企業体入札参加登録審査申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

共同企業体の名称

共同企業体の代表者の住所、名称及び代表者名

共同企業体の構成員の住所、名称及び代表者名

共同企業体の構成員の住所、名称及び代表者名

今般、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇〇を代表とする〇〇〇〇〇〇共同企業体を結成したので、貴県で行われる建設工事に係る競争入札参加登録の審査を申請します。

なお、この申請書及びその添付書類については、事実と相違ありません。

構 成 員 の 名 称	許可番号及び許可年月日	今回審査申請する業種

様式第2号の1（第10条関係）

特定建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）〇〇発注に係る〇〇建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

（2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後〇か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか〇社は、上記のとおり〇〇建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。



年 月 日

〇〇建設株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
〇〇建設株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

様式第2号の2（第10条関係）

特定建設工事共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) ○○発注に係る○○建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、○○建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後○か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○建築工事 ○建設株式会社

○○土木工事 ○建設株式会社

2 前項に規定する分担工事の価額（運営委員会等で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は、解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか〇社は、上記のとおり〇〇建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
〇〇建設株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

様式第2号の3（第18条関係）

經常建設共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇建設共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は〇年とする。ただし、〇年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価の参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合には、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事に契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか〇社は、上記のとおり〇〇建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

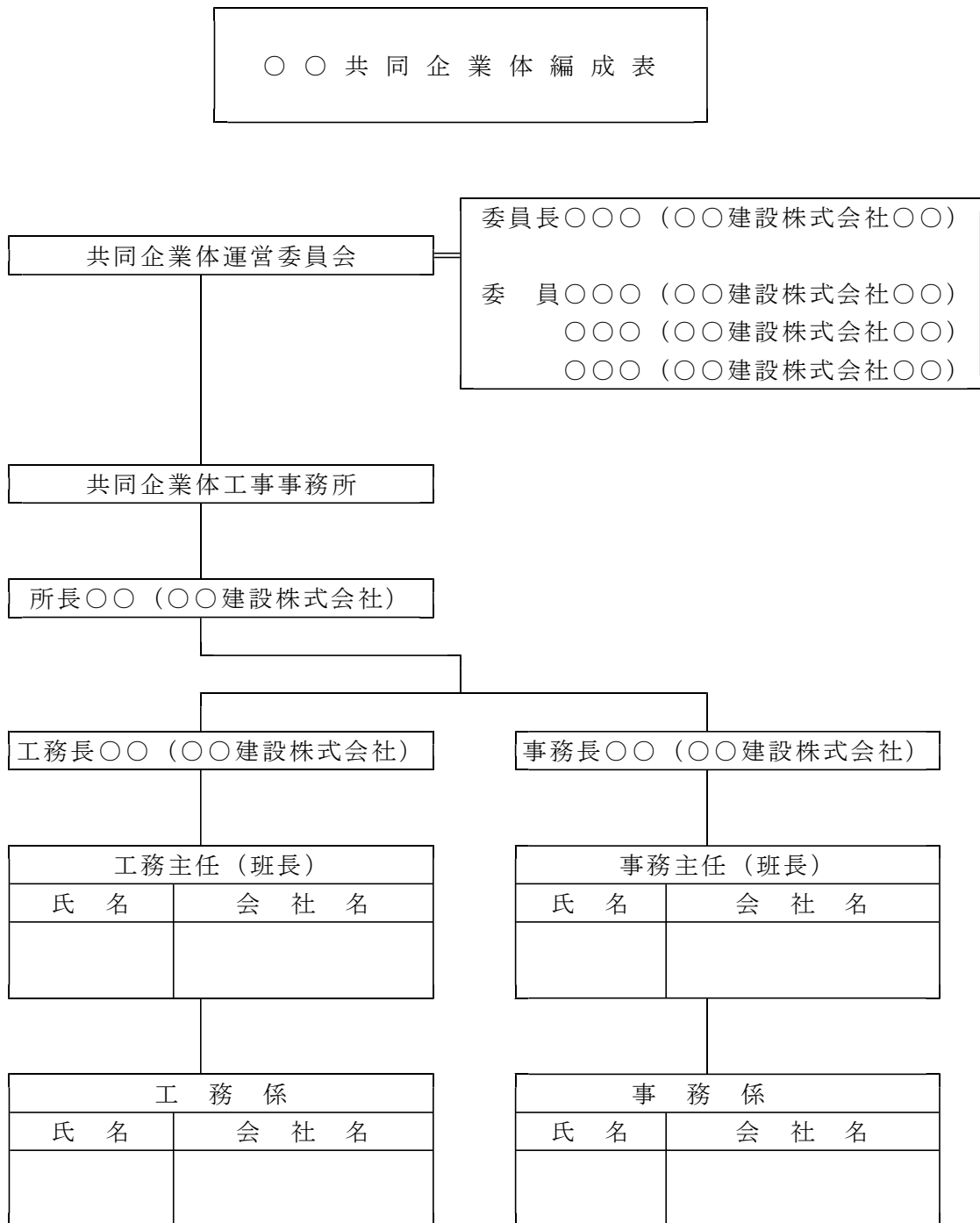
〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

様式第3号 (第20条関係)



様式第4号（第20条関係）

經常建設共同企業体の出資の割合に関する協定書

〇〇発注に係る下記工事について、〇〇〇〇建設共同企業体協定書第〇条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- |   |       |          |     |
|---|-------|----------|-----|
| 1 | 工事の名称 |          |     |
| 2 | 出資の割合 | 〇〇建設株式会社 | 〇〇% |
|   |       | 〇〇建設株式会社 | 〇〇% |

〇〇建設株式会社ほか〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印  
〇〇建設株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印